



# HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	中国輸出野菜産地における食品企業の産地組織化：山東省青島地域の食品企業の事例分析（2）万福食品
Author(s)	坂下, 明彦; SAKASHITA, Akihiko; 朴, 紅 他
Citation	北海道大学農経論叢, 58, 111-122
Issue Date	2002-03
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/11224">https://hdl.handle.net/2115/11224</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	58_p111-122.pdf



## 中国輸出野菜産地における食品企業の産地組織化

—山東省青島地域の食品企業の事例分析(2) 万福食品—

坂下明彦・朴 紅・小野雅之  
西村直樹・黒河 功・太田原高昭

### Organizing Strategy of Food Processing Firms in Vegetable Producing Areas in China

: A Case Study in a Processing Company in Shandong Province (2)

Akihiko SAKASHITA, Hong PARK, Masayuki ONO,  
Naoki NISHIMURA, Isao KUROKAWA, and Takaaki OHTAHARA

#### Summary

Chinese villages managed mainly by family farms need a new rural organization to respond to the demands of the commodities market. This is a direct result of the Chinese government's transition to a market economy and other reforms. In a variety of industries such as rice/flour milling, oil refining and silk textile manufacturing, several rural processing firms have formed agricultural co-operatives through re-organizing the township and village extension services. In this study, we examined the characteristics of the rural organization through village committees promoted by a processing company dealing with vegetables for export to Japan. Characteristics analyzed here include a formation of vegetable producing base closely together with village committees, and an exclusive contract with farmers through such a formation. This kind of organization enables a company to establish a stable procurement system by purchasing produces at a set price, and by giving machinery services and financing to farmers.

#### はじめに

本論文は、現在の家族経営下の中国農村において、新たな農村組織化が加工型野菜産地においていかに進行しているかを明らかにすることにある。

人民公社の解体・再編としての「郷鎮—村民委員会」制度のもとでは、旧来の農村経済組織としての機能が空洞化し（沿海部の郷鎮企業の展開を除いては）、また流通・金融改革のもとで農業関連国营・協同組合セクター（国营糧食部門・供銷合作社・農業銀行＝信用合作社）の機能がそれぞれ変質してしまい、再生された家族経営は裸のまま市場経済に直面する事態となっている。

こうした中で、政策的支援もあり、1990年代になると農村組織化が一定の展開を見せるようになっていく（註1）。それは大別すると、農村加工企業による組織化と市場対応型の組織化、さらに土地利用型の組織化である（註2）。

第一の農村加工企業による組織化は、精米・製油・製糸などの加工企業が郷鎮の技術普及組織を再編して特約組合型の農業合作社を形成するものである（黒河ほか [2001]）。また、国有農場の精米部門による生産隊の組織化についても同様の性格を指摘することができる（朴ほか [2001]）。これらの組織基盤は郷鎮—村民委員会（国有農場—生産隊）にあり、その意味では地区合作経済組織

を基盤とすると言い換えることができる。山東省における日本向け青果物の産地形成においても、「生産基地」（集荷対象の地区）を農業合作社として再編するケースが見られる（朴ほか [1999]）。

以下では、青島地域（正確には青島市萊陽市、煙台市萊西市）を対象に日本輸出向け野菜産地における加工企業の村民委員会を通じた農村組織化の事例をつうじて、その性格を明らかにしていく。対象とするのは、青島市 [地区] 萊西市水集鎮に立地する万福食品であり、この鎮のなかから3つの村民委員会の調査を実施した。期間は予備調査が2000年9月、本調査が2001年9月である（註3）。

### 1. 万福食品の概要

#### (1) 設立の経緯

万福食品は、萊西市街の近傍に位置している。工場はもともと萊西市の市（県）庁所在地である水集鎮の郷鎮企業（萊西市冷蔵廠）であり、1991年に台湾の貿易商社（香港経由）との合弁で設立されたものである（註4）。これを契機に野菜輸出が本格化し、優良種子の導入と保護価格による契約栽培を行う生産基地を設置している。これ以降、施設拡大のために外資導入を積極化させている。1992年には日本資本との合弁で京西食品を、94年には同じく日本資本との合弁で華福食品を設立している。これらは同一敷地内にあり、施設投資毎に外資を募集するという戦略である（表1）。

表1 万福野菜加工企業の概況

単位：万ドル，トン

	万 福	京 西	華 福
設立年	1991	1992	1994
出資金	208	114	120
外資比率	25 (台湾)	30 (日本)	25 (日本)
恒温冷蔵庫	2,000		800
低温冷蔵庫	500	600	1,400
製品種類	冷凍 フレッシュ	冷凍	フレッシュ 冷凍 塩蔵
冷凍野菜	8,500	9,000	
生鮮野菜	6,000		
合計	14,500	9,000	10,000

注) 万福食品業務資料による。

この他に1996年には江蘇省の徐州と贛榆に2つの加工工場を設立している。両工場は、地元のゴボウ・ナガイモ、連雲港市（江蘇省）のW・Gアスパラ、蒼山地区（山東省）のニンニクの芽、ゴボウを原料とした工場である。アスパラは以前は萊西に搬入していたが、現在ではヨーロッパ向け産地と位置づけられている。この他に1995年には塩漬菜工場を、同1995年には万協食品（日本との合弁）を、1998年には加工食品工場を設立し、フレッシュ、冷凍、漬け物、乾燥野菜ならびに調理食品生産の総合的生産体制を構築している。また、1997年には有機栽培の推進のために万福生物有機肥料を設立し、農家への堆肥供給を開始している。集団としては、畜産部門にも進出しており、1998年には養豚場、と殺場、飼料工場への投資も行っている。このグループ企業が「万福集団」（株式会社）であり、23の加工工場、工場があり、従業員数は6,800人にのぼる。1994年に株式会社化し、従業員株は220人、2,212万元である。社長（董事長）は120万株、G.M（総経理）は70万株である。日本との合弁会社は京西、華福、万協（1995年、調理食品）、富士（2000年、あんこ）である。資産総額3.2億元、純資産2.24億元であり、貯蔵量10,000トン以上の冷凍庫と3,000トンの冷蔵庫を設備している。1996年からは日本製・アメリカ製のカッティングマシンを導入している。

製品の変化をみると、前史である第一段階が1985年の水産加工の冬場を利用したサトイモの加工である。これは管内で2番目の操業であった。これにニンニクの芽がつけ加えられた。1991年には、台湾資本との合弁により、単独で輸出を開始した。生鮮野菜については、1988年に冷蔵庫が完成したのを受け、日本に青島から初めて輸出を行っている。品目は生姜、ニンニクの芽、ゴボウである。1992年からは、生食用のゴボウを導入したが、2年間は失敗し、1994年から4,000トンの輸出が可能となった。その後、キャベツ、白菜、ニンジンを導入した。しかし、生鮮野菜は価格が不安定であるため（数千トンから数十トンの幅）、冷凍野菜、調理食品、乾燥野菜へと領域を拡大してきた。これは、例えばゴボウの生鮮物の価格が低下した場合でも、冷凍用や調理用に転用するこ

とで、常時保護価格での原料の買い取りを可能とするためであった（註5）。

4万トンの野菜の輸出先は、冷凍と生鮮で日本が60%、残りが東南アジア、ヨーロッパである。日本のシェアは5年間で80%から60%に低下し、その減少分がヨーロッパにまわっている。絶対額は増加傾向にある。日本向けの商社は、継続的に取引のあるものがおよそ20社であり、冷凍野菜の取引が多い。生鮮野菜は市場の価格変動が大きいいため、スポット買いが多い。

今後については、輸出向けは4万トン水準を維持しつつ、野菜を中心に付加価値の高いものをめざしている。国内向けについては、野菜が1,000~2,000トン、畜産が15,000トンであるが、今後は畜産を中心に4万トン水準をめざしている。中長期的には、スーパー、コンビニの増加によって、生鮮野菜と調理食品の出荷を増加させ、畜産物取引量を上回る水準にのばす戦略ももっている。

## (2) 野菜基地の概況

生産基地を担当する基地部の職員は16名からなり、作物別に担当をもっている。生産基地は村民委員会との契約によって成立しており、村民委員会が農家と再契約するシステムとなっている。技術指導については、村レベルには技術員が2~3名おり、出荷量に応じて報酬を支払っている。技術員は会社と村民委員会を選任している。野菜栽培も10年以上が経過したので、技術水準は高まっており、新しい開発地域に力を入れている。設立当初は部長1名、技術員1名であり、野菜の作付け面積も少なく、システムもうまく作動しなかったが、1993~94年にほぼ確立している。山東省において本格的「生産基地」を有するのは万福食品のみである（以下、一般の生産基地と区別するために野菜基地と呼ぶ）。

生姜、サトイモ、ニンニクなどの地場野菜は契約を行わない。ゴボウ、ホーレンソウ、ニンジン、ダイコン、タマネギ、サヤインゲンなどデリケートな地場ものは契約を行っている。書面契約であり、万福食品は村民委員会ないし中間商人と、後者は農家と契約する。市場価格を予測して、村民委員会を経由して農家との契約生産を行っている。保護価格は、1斤(0.5kg)当たり価格で表示し、

収穫時期に買い上げる。ほとんどの場合は保護価格は市場価格より高い。注文が来たときに、1ヶ月前ないし20日前に、品種別に村民委員会と契約を行う。年間の作付けについては、実績で予測する。ゴボウは1992年から作付けられており、村民委員会が調整しており、農家も自覚的に作付けしている。市場価格が上昇した際に農家が市場出荷することはほとんどない。これは村民委員会と連携していること、実績により会社との取引の有利性が確認されているからである。

野菜基地の作付け面積は3.8万ムー(2,500ha)であり、契約農家は8,000~9,000戸であり、ゴボウの3年輪作をベースとした作型をとっている。野菜基地は工場から10km圏にあり、土壌条件、水利施設、技術水準で決定している。地元の水集鎮の16村(ウエイトの高いのは9村)が中心であり、面積は2,000ムー、戸数は4,000戸強である。この他に、市内では牛溪埠鎮4村、姜山鎮5村、何頭店鎮3村があり、隣接する萊陽市に2村、平度市に2村ある。江蘇省の生産基地は肥料と種子の供給のみである。

農家の作付け面積は、1戸当たり3~4ムーであり、最大で20ムーである。1992年には、特殊作物であるゴボウを導入し、1m深耕できるトラクタ(100p.s, 日本・オーストラリア製)を6台導入し、収穫を無料でを行い、種子も当初は無料で配布した。機械の1日の稼働面積は20ムーであり、1~2ムーの作付け農家の場合には10数戸を一度に収穫する。

野菜の導入により、農家の収入は従来のトウモロコシ(小麦・落花生)生産のムー当たり粗収入600元から1,500~2,000元となった。

技術指導をしているので、農家の信頼は厚い。有機肥料工場を1997年に建設し、瀋陽の応用生態研究所から原料を持ち込み、配合している。原料は東北の大型プロイラー工場の乾燥鶏糞と「腐植酸」である。すべて有機肥料を使用しており、1ムー当たりの施用量はゴボウで150kg、タマネギ100kg、ダイコン50kgである。農薬も低濃度のものを使用している。

有機栽培については、1999年から有機団地を形成しており、現在転換期の畑が1,100ムー(1998年指定200ムー、1999年指定300ムー、2001年指定

表2 万福食品の野菜品目別作付面積 (2001年)

	野菜作付面積 (ムー)				野菜作付の比重 (%)				保護価格 (1 kg当元)	基地責任者 手数料(元/t)
	全体	X村	Y村	Z村	全体	X村	Y村	Z村		
タマネギ	4,950	186	600	1,280	14.8	16.1	19.8	35.9	0.7	20
ゴボウ	6,320	180	300	170	18.9	15.6	9.9	4.8	2.0	100
キャベツ	3,820	45	260	430	11.4	3.9	8.6	12.0	0.6	20
サヤインゲン	4,110	45	200		12.3	3.9	6.6		2.6	50
大根	4,310	123	600	620	12.9	10.6	19.8	17.4	0.5	20
ホーレンソウ	7,750	233	800	960	23.2	20.1	26.4	26.9	1.2	50
トウガラシ	950		50		2.8		1.7		2.6	75
カボチャ	235	25	20	30	0.7	2.2	0.7	0.8	2.0	20
Gアスパラ	525				1.6				7.0	100
ナガイモ	485	60	50	80	1.4	5.2	1.7	2.2	3.6	100
馬鈴薯		260	40			22.5	1.3		*	20
白菜									0.6	20
ニンジン										200
小ヒョウタン			20				0.7			50
ニラ			90				3.0			50
	33,455	1,157	3,030	3,570	100.0	100.0	100.0	100.0		

注) 万福食品ならびに各村民委員会での聞き取りによる。

600ムー)であり、2001年10月に日本の有機認証を取得する予定である。5年後の目標面積は5,000ムーである。

種子は日本から輸入したものが多く、収穫後に精算する。ダイコン、タマネギの種子は出荷先の指定による。ゴボウ、ホーレンソウは地元の種子会社のものを使用する。

集荷は、プラスチックコンテナであり会社が提供する。ホーレンソウのみ農家の畑での整理費を支給している(1斤当たり0.15元)。季節別に品目が異なるので、会社の車で畑から集荷している。

2001年の作物別の契約面積は、ホーレンソウが最も多く7,800ムー、続いてゴボウが6,300ムー、タマネギが5,000ムーで、4,000ムー前後がダイコン、サヤインゲン、キャベツとなっており、これが主要6品目である(表2)。

## 2. 村民委員会による野菜基地の形成

以下では、3つの異なる村民委員会を対象に、野菜基地としての産地の展開過程のバリエーションを明らかにしておこう。

### (1) 先発型X村の事例

集水鎮X村は、農家戸数297戸、996名の村で

あり、4つの村民小組(1999年に6組から再編)がある。村内には万福食品の工場が立地している。耕地は1,038ムー、果樹園120ムー(実際には野菜畑)である。85%が野菜農家である。村内の最大規模は10ムーであり、村外借地者は4~5戸、最高で20ムーである。一人当たりの純収入は4,100元である。

農地の分配は、1982年に6つの生産隊を単位として請負制が実施されたが、翌83年には個人請負制へと転換している。両田制がとられ、耕地およそ900ムーのうち、口糧田が600ムー(1人0.6ムー)、責任田が300ムーである(注6)。後者は、ムー当たり80~150元の借地料で入札された。この300ムーのうち、1990年から91年にかけてりんごが有利だったので200ムーが植樹され、1995年に果樹園として分配されている。

1999年の再配分では、両田制が廃止され、長期契約分を除き責任田(機動地)はなくなり、口糧田が600ムー(1人当たり0.6ムー)配分され、200ムーの果樹園に加え、残りの100ムーも植樹されて果樹園として分配された。したがって、現在の借地はほとんどが相対取引となっている。借地料水準は1ムー当たり450~500ムーである。

作物については、人民公社時代は畑作でトウモ

ロコシ、小麦、落花生が主作物であった。果樹は1990～91年に植栽されたが、野菜の導入に伴い1993年から採採が始まっている。現在は100ムー余りである。

野菜の導入は、1992年の村民委員会に対する万福食品からのゴボウ250ムーの作付確保の要請から始まった。万福食品は村内に立地しており、しかも土壌条件が適していたからである。万福食品からは、1ムー1,000元の所得補償と日本の食品会社の技師による技術指導が条件として出された。トウモロコシや落花生、小麦は1ムー当たり500元～600元にしかならず、ゴボウの話は有利だったため、村民委員会・党支部で話し合いが行われ、栽培契約を行うこととした。当時は糧食価格が安定し政府買い上げが保証されており、野菜栽培の経験がないこと、労働力確保の問題などで農家の反応は鈍かったが、村幹部が直接、さらには村民小組を通じて浸透をはかった。この結果、250ムーの作付面積を確保した。X村は万福食品との契約第一号となった。92年は初めての栽培であり、製品にばらつきがあったが、全量買上が行われた。

ゴボウ生産のために、日本製のトラクタに3畦の1.1m深耕用アタッチメントをつけ、1台につき3名で昼夜作業を行った。これは会社の機械で無償であり、1997年まで使用した。老朽化したため、1999年からは個人の有機戸に委託するようになった。この機械は、ゴボウ、ナガイモ、大根に使用し、本来1ムー当たり400元かかるが会社が負担している。根菜類は2～3年で輪作している。義務はないが、連作すると収量低下が著しいので、輪作は守られている。

作物導入は、1993年にホーレンソウ、サヤインゲン、94年にニンジン、ナガイモ、95年に大根、96年にカボチャ、キャベツ、トウガラシ、97年にナス、98年に新種のトウガラシと拡大している。2001年では、総作付面積は1,157haであり、ホーレンソウ233ムー、タマネギ186ムー、ゴボウ180ムー、大根123ムー、ナガイモ60ムーなどが基幹作物である（前掲表2）。ここでは、深耕機械の存在もあり、根菜類（ゴボウ、大根、ナガイモ）の作付率が高いのが特徴である。馬鈴薯が260ムーと突出しているのは、工場からの要請による一時的対応である。

集荷責任は1997年までは村民委員会が担っていたが、1998年以降、村のトップであり、農家の信望の厚いNo2農家が担当している。集荷請負の業務は、万福食品の代理人として農家と契約をし、収穫までの指導を行うとともに、万福への販売に責任を持つことである。取扱品目は、ゴボウ、ダイコン、ホウレンソウ、ナガイモ、キャベツ、インゲン、カボチャなど、万福食品に販売するものすべてである。会社と基地責任者との契約、基地責任者と農家との契約は同じ内容である。

村内の野菜生産農家はおよそ250戸であるが、そのうち200戸以上が万福食品と契約している。収穫量の20%程度が万福食品以外に販売されているが、それは万福との契約開始以前から亜細亜食品や龍大食品に販売していたケース、独自に菜西の卸売市場に販売するケースである（注7）。

近年の新しい動きは有機栽培の導入であり、1998年から2000年は「転換期間中有機栽培」であり、2001年から有機栽培として日本の認証制度で認められる予定である。村内には112戸、192ムーの団地が存在している。有機肥料・農薬は万福から購入している。種子も日本から万福が輸入している。ホウレンソウやキャベツは通常の2倍の価格で買取りを行っている。

## (2) 旧野菜産地 Y村の事例

集水鎮Y村は、農家540戸余り、人口1,800人余りである。耕地2,100ムー余りのうち野菜作付面積は万福の契約面積が1,380ムー、全体で1,800～2,000ムーである。野菜農家は370戸余りである。20ムー規模は4～5戸であり、平均面積は3ムーである。果樹は200～300ムーであり、残りが糧食など（トウモロコシ、小麦、落花生）の作付である。後者の作付の主体は兼業農家であり、ほとんどが建築業（技術職、単純労働）や商業に従事している。このなかには野菜農家に賃貸するものも存在する。

1983年に7つの村民小組の集団請負制となり、1986年には両田制に移行した。口糧田は1人当たり0.4ムーで、合計720ムーであり、残りの1,380ムーが責任田とされた。1999年には、中央の指示で両田制が廃止され、均田制となり、30年間不変とされた。1人当たり0.94～0.95ムーで

1,710ムーが配分され、残りは果樹園で入札方式で配分された。後者はおよそ30戸であり、樹種はリンゴ、なし、もも、柿などである。機動地は残っている（注8）。現在の相対による借地は50～60件あり、借地料は1ムー当たり400円である。有機戸は70～80戸であるが、この中には運搬用の耕耘機、播種機所有者が存在する。

野菜生産はふるく、1954年にはスイカの栽培が行われていた。文革期の1967～68年にキュウリ、生姜、ニンニクが導入され、生産大隊として生産がなされていた。生産大隊の機構は機務隊、大田隊（糧食）、菜園隊、果園隊に区分され、7つの生産隊は福祉や道路修理などの機能のみを持った。そのなかで野菜は徐々に拡大していった。

1992年に万福食品の野菜基地となり、ゴボウ、ホーレンソウ、サヤインゲンの3品目が導入された。それ以前はキュウリ、生姜、ニンニク、スイカ、ナスなどが中心であり、菜西の野菜卸売市場に出荷していた。基地化後もこれら品目の生産は継続しているが、万福食品とは契約していない。

野菜基地責任者の仕事は、万福からの通達の農家への伝達、農家の野菜生産の監督であり、青空教室では万福の技術員が巡回指導する。品目別に分担しており、この村には主に3人が担当している。

2001年の万福との契約面積は1,380ムーであり、延べ面積は3,030ムーとなる（前掲表2）。当初の3品目以外では、1994年にタマネギ、96年に大根、97年にキャベツが導入されている。主要作物は、ホーレンソウ800ムー、タマネギ600ムー、大根600ムー、ゴボウ300ムー、キャベツ260ムー、サヤインゲン200ムーであり、ホーレンソウ、ゴボウ、キャベツが増加している。最近導入された作物は、小ヒョウタン20ムー、ニラ90ムーである。

この村の特徴は、地元の卸売市場向けの野菜生産が継続されていることであり、キュウリ30ムー、生姜50ムー、ニンニク40ムー、スイカ100ムー、ナス30～40ムー、イチゴ（2000年40ムー、2001年なし）などである（この作付面積260ムー）。長ネギ（60ムー、価格が悪いので減少）、ニラ（小面積）は市場向けであったが万福の取扱品目となっている。この他にサトイモがあり、万福食品が必要に応じて買い取るが、北海食品、竜大食品、中

間商も参入している。

輪作を行っているので病害はない。有機肥料は1ムー当たり100kgが投入されている。万福食品によるゴボウ、大根、ナガイモに対する機械サービスもある。

出荷は、ゴボウ、ホーレンソウは工場の車で搬入されるが、その他は自己搬入である。前日に全ての品目について出荷要請がくる。基地責任者が電話かオートバイで直接農家に伝達する。出荷は責任者が指定し、順番はほぼ決まっている。

### (3) 品目特化型Z村の事例

水集鎮Z村は農家戸数500戸、2,070人の村である。総面積は2,850ムーであり、そのうち野菜の作付面積は2,028ムーであり、野菜作付農家は80%にのぼる。

土地配分は1982年に6つの小組を単位に行われた。第2小組を例にとると、400ムーの面積を均田制により1人当たり1.4ムー配分している。果樹園のみ入札制で請け負いに出した。1996年に小規模調整を行っている。1999年には村を単位として再配分が行われた。鎮からの通達は、人口変動による調整をしない、均田制とする、30年不変とするという内容であった。これにもとづき、1人当たり1.3ムーの配分を行った。果樹園800ムーは老朽化したので伐採し、野菜畑とした。しかし、実際には1999年秋に機動地200畝程度の入札が十数回に分けて行われている。No8農家の事例では4回入札に参加し、1回目の入札で30ムー、4回目の入札で15ムーと7ムーの機動地の借地権を得ている（注9）。

野菜生産は、人民公社時代は自留地での白菜、長ネギ程度であり、余剰分を市場に出荷していた（5日市）。1992年に万福食品が村民委員会に野菜生産の要請を行い、村長であったNo7が野菜基地の責任者（「請負人」）となった。1992年はゴボウのみで、93年にタマネギ、長ネギ、白菜が、95年にホーレンソウが、96年にキャベツが、そして97年には大根が導入された。2001年の延べ契約面積3,570ムーのうち、タマネギ1,280ムー、ホーレンソウ960ムー、大根620ムー、キャベツ430ムー、ゴボウ170ムーの5品目に特化しているのが、この村の特徴である（前掲表2）。初期に導入され

た白菜や長ネギは栽培しておらず、契約外のサトイモも自家用程度であり、生姜、ニンニクは栽培していない。

### 3. 栽培契約と野菜の作付構造

#### (1) 万福食品と村との栽培契約

万福食品と村との栽培契約のシステムは以下のようになっている。1992年から数年は、会社と村民委員会が契約する形態であったが、X村の例では1998年から基地責任者（「請負人」）が指定されるようになる。それ以降は、会社と責任者の間で作物毎に契約が行われ、基地責任者は個別に農家と契約書を交わすことになっている。むろん、万福との取引を行わない農家もあり、X村では20%、Y村でも25%以上となっている。また、生姜、サトイモ、ニンニクは万福の指定品目になっておらず、農家によっては部分的に市場販売する品目を栽培するケースもある。

その意味で、会社—基地責任者—農家の関係は専属取引契約にもとづくものである。会社側のメリットは、つぎに述べる栽培協定によって確実に一定の品質の原料を安定的に集荷しうる点にあり、農家側のメリットは優良な種子の供給を受け、根菜類については機械サービスを受け、保護価格により確実に収入を保証されている点にある。しかも、会社から要請される品目は需要の多いものであるから、一般的に両者にとってメリットの大きい品目である。基地責任者は、両者を媒介して取引契約を結び、農家への栽培管理を行うとともに、出荷調整を行うという機能を有している。その対価として取引手数料が会社から支払われる。つぎに述べるゴボウの場合、万福から管理費という名目で、1等品についてはトン当たり100元、2等品については同50元の支払を受ける。No2農家を例にとると、取扱量は、1等1000t、2等400～600tであり、管理費だけで12万円～13万円の収入を得ることになる。ただし、No2農家はこの業務のために3人を雇用しており、月1,200元（年間14,400元）の賃金を支払っている。契約違反があった場合には、3者それぞれがペナルティーを課されることになる。

主品目であるゴボウを例にとって契約内容を示すと以下の通りである。

(1)村の栽培面積を毎年契約する。(2)種子は会社が提供し、代金150元は収穫後に支払う。また、無料でトレンチ耕を行う。(3)会社の要求に応じた方法で栽培する。有機肥料は150kg投入する（播種前75kg、トレンチ耕25kg、追肥50kg）。農薬は指定されたものを7kg散布する（播種前4kg、トレンチ耕1kg、追肥2kg）。有機肥料の代金はトン当たり1,620元、農薬の代金はkg当たり9.5元であり、収穫後3ヶ月で販売代金から差し引いて決済する。農家に栽培方法を指導する責任は基地責任者にあり、農家が万福の要求に従わなかった場合に責任をとる。(4)収穫物は全量会社に販売する。1等はムー当たり1.2トン以上、2等はムー当たり0.4t以上を責任販売量とする。不足した場合は、基地責任者が会社に賠償金ムー当たり3000元を支払う。(5)万福の買入価格は、1等2元、2等1.2元とする。(6)等級は後述基準で1等、2等を判定する。品質は、腐っていない、折れていない、病虫害がない、首のところに1cmの葉を残す。買付方法は、万福が畑で買い付けるが、土、砂、水分のつき具合によって価格を減額する。(7)買付時期は会社が成育状況と市場での販売状況を判断して決め、基地責任者は会社に協力する。(8)市場の変動等で会社が買い付けできない場合は、ムー当たり3,000元の賠償金を支払う。(9)自然災害による損失は、両者とも責任を負わない。(10)その他のことは別途協議する。

ゴボウの品質については、初年度は無条件買い上げであり、1kg当たり1元で購入された。1993年からは等級別価格が導入され、93年～94年の2年間は2等級に区分され、長さ55cm以上、太さ1.5cm以上のものはkg当たり1.2元、それ以下のものは同0.8元となった。さらに、1995年からは次のように3等級に区分されるようになった。

1等：長さ65cm以上、太さ1.5cm以上、kg当たり2元、2等：同45cm以上、同1.5cm以上、1.2元、3等：同45cm以下、0.6元、ただし、3等は近年買い上げされていない。

等級ごとの単収は、1等1.5t（豊作年）、2等2t～1t、3等250kg水準であり、ムー当たりの販売金額は平年で3000元～4000元、品質の良い年は7000元になる。粗収入にはかなりの変動があり、No2農家の事例で示すと、1993年は2,100元、95

年は4,000元, 98年は7,000元, 2000年は3,400元であった。

収穫量が契約量を超えた場合においても、一般的には全量買い入れが基本である。逆に、1996年と97年には契約量に満たなかったが、基地責任者は賠償金を支払わずに済んだ。これは、この両年に他の企業の買い入れ価格が低下したため、万福も購入費を低くおさえるために検査を厳しくし、1等の量が減少したためであったからである。ただし、市場価格が高騰したために、万福食品との契約出荷量を守らずに市場出荷した際には、農家は契約違反に対するペナルティーとして他の野菜の販売代金（既に出荷した分も含めて）をもらえなくなる。

(2) 根菜作に対する耕起サービス

ゴボウの導入にともなって必要とされたのは、トレンチ耕である。万福は1992年に1台、93年以降に6台、計7台の大型機械（3条掘り）を各100万円、計700万円投資して購入し、無償で3月上旬～4月上旬の深耕作業を請け負った。これにかかった費用は人件費のみで14万円を要した（注10）。4年目から故障が多くなり、1,500ムー～2,000ムーのトレンチ耕作業を行うのに年間30万円～40万円の経費が必要となった。

そこで、97年末にNo2農家が会社と相談して7人で共同出資して8台の小型機械を購入した。1台当たり10,500円で、合計84,000円を共同出資した。8台で周辺の村の栽培面積も含めて1000ムー

のトレンチ耕を行っている。これは、万福からの作業受託の形態をとっている。再委託農家所有のものを含めて30台の機械でトレンチ耕が行われており、これらの機械で不足した場合は江蘇省からも最大50台を調達して作業を実施している。

No6農家も1998年に3台の機械を購入し、No2農家からトレンチ耕の再受託を行っている。機械代金は1台11,000円で、33,000円の購入代金は自己資金で賄っている。この機械は、小型トラクターの後ろに大型の電動ドリルのようなものをつけたものであり、90cmの深さまで掘ることができる（実際には土が軟らかくなっているので1mの深さまで掘ることができる）。1998年と99年のゴボウの作業料金は400元であったが、機械が増加したため、2000年の作業面積は、ゴボウ100ムー、ナガイモ20ムー、ダイコン80ムー、計200ムーとなっている。作業受託料金は、1ムー当たりゴボウ200元、ナガイモ180元、ダイコン80元である。農家は委託料金を払わないため、こうしたコントラクターの体制が形成されることで、ゴボウに続き、ナガイモ、ダイコンの作付が増加をみせている。

現在の農家の作業は、90cmのトレンチ耕の後、袋に入れて5cmの深さに条播し、ビニルでマルチングをし、発芽後に穴をあけるだけで、残りの作業は除草・防除のみとなっている。

収穫については、1992年から94年までは万福のトレンチャーを使用した。ゴボウが切断されるなどのトラブルが発生したため、1995年以降は手

表3 調査農家の家族構成と土地保有

単位：歳，ムー，元

村名	農家No	労働力	家族	雇用	経営面積					備考
					合計	口糧田	借地	開始年	借地料	
X村	No1	45,45	14, (25)		6.5	2.4	4.1	1991	250	機動地, 20年契約
	No2	50,41,20			2.0	2.0				
	No3	43,43	19		5.0	3.0	2.0	1995	400	相対, 当初は250元
Y村	No4	46,43	18		6.0	2.5	3.5	2001	300	2戸から相対, 2000年までは機動地10ムー
	No5	47,37	12,10		11.0	4.0	7.0	1999	400	相対
	No6	43,40	80,14,1		52.0	2.0	50.0	1992	200	機動地, 92~97年は160元
Z村	No7	48,43	21, (18)		14.4	4.4	10.0	1999	260	機動地, 99年はさらに弟から10ムー
	No8	34,33	3		56.0	4.0	52.0	2000	330	機動地
	No9	61,61,27,25	2		6.5	6.5				1999年まで機動地2.8ムー

注1) 2001年9月の実態調査による。

2) No1・4は村長, No2・5・7は基地責任者である。

表4 調査農家の野菜作付け構成

単位：ムー、元

村名	農家No	保有 野菜		春作		秋作						トウモロコシ 落花生	租収入		
		面積	面積	タマネギ	ゴボウ	ホーレン	キャベツ	ホーレン	キャベツ	ダイコン	ナガネギ			チンゲン	ニラ
X村	No1	6.5	14.0	2.1		2.4	2.0		6.5				1.0		19,000
	No2	2.0	1.5		1.5										5,000
	No3	5.0	9.0	2.0			1.0	2.0	2.0				2.0		18,600
Y村	No4	6.0	9.5	1.0	2.5	2.5			1.0	2.5					-
	No5	11.0	24.0		3.0	8.0			2.0	5.0	1.0	5.0		3.0	40,000
	No6	52.0	80.0		20.0	30.0			30.0						100,000
Z村	No7	14.4	28.8	4.4		10.0		4.4	10.0						44,000
	No8	56.0	49.0	30.0	4.0				15.0					52.0	(100,000)
	No9	6.5	11.5	5.0				5.0	1.5					6.5	(15,000)
合 計		159.4	227.3	44.5	31.0	52.9	3.0	11.4	8.5	59.5	7.5	1.0	6.0	2.0	61.5

注) 2001年9月の実態調査による。

表5 調査農家の野菜の作型

農家 番号	圃場 面積	2000年			2001年				
		99/00	春	夏	秋	00/01	春	夏	秋
No1	2.4		ホーレン		キャベツ	タマネギ			キャベツ
	2.0		キャベツ		キャベツ	タマネギ(1)			キャベツ
	2.1	タマネギ			キャベツ	タマネギ	ホーレン(1)		ニラ
No2	1.5		ゴボウ				キャベツ		キャベツ
No3	2.0	タマネギ			ホーレン				
	2.0		馬鈴薯		キャベツ				
	1.0		キャベツ		-				
No4	1.0					タマネギ			ダイコン
	2.5					ゴボウ			
	2.5					ホーレン			白ネギ
No5	2.0		ホーレン	トウモロコシ	ダイコン	タマネギ			キャベツ
	3.0		ゴボウ			タマネギ			キャベツ
	5.0		ホーレン	長ネギ			キャベツ		ニラ
	1.0		ホーレン	菜豆	チンゲン		ゴボウ		
No6	30.0		ホーレン		ダイコン		ナガイモ(20)		
	20.0		ゴボウ				ゴボウ(10)		ホーレン
No7	10.0		ホーレン		ダイコン		キャベツ(4)		-
							ゴボウ(4)		
	4.4	タマネギ			ホーレン	タマネギ		ナガイモ(2)	トウモロコシ
No8	4.0		ゴボウ				ゴボウ		
	30.0	タマネギ		トウモロコシ		タマネギ(25)		トウモロコシ(12.5)	
	15.0		トウモロコシ	ダイコン			ナガイモ(5)		ホーレン(12.5)
	7.0		落花生				キャベツ		ダイコン
No9	5.0	タマネギ		トウモロコシ	ホーレン	タマネギ		トウモロコシ	ホーレン
	1.5		トウモロコシ		ダイコン		トウモロコシ		ダイコン

注) 2001年9月の実態調査による。

掘りになっている。収穫作業には1ムー当たり8人から10人必要になるので、労務市場で雇用している。1ムーの収穫は1日で終わるが、収穫には8時間かかり、計量などを含めると10時間必要になる。

収穫にあたっては、万福の基地部から収穫日、収穫量の指示がある。万福から、生産計画に応じて、人でのかかるゴボウとナガイモについて1ムー当たり300元の前金が払われており、それは販売代金から控除される。この前金は、野菜生産のために使用であれば用途制限はないが、一般的には雇用労賃の支払に充てられている。

### (3) 野菜の作付構造と収益

以下では、こうした契約栽培のもとでの野菜の作付構造をみておこう。

野菜の1戸当たり作付面積は、3～4ムーである。人民公社解体以降の農家への土地配分は各村で特徴があるが、X村とY村では両田制がZ村では村民小組単位での均分制がとられている。1999年には行政通達により一斉に30年間を期限とする均分制が実施されている。1戸あたり4人家族とすると、X村では2.4ムー、Y村では3.8ムー、Z村では5.2ムーの再分配が行われている。これが、野菜生産の基本単位となっている。X村とY村では入札による責任田は廃止されたが、村の機動地（もともとは、人口変動の調整ならびに道路・施設用地）が確保され、借地のひとつの源泉になるとともに、相対による借地も存在している。大規模農家はこのような借地（村外も含む）によって規模拡大をしているのである。表3は、調査農家9戸の土地保有関係を示したものである。調査対象者は村の実力者が多い（村長2戸、基地責任者3戸）ので、上層農家の特徴をみることができる。面積は5～15ムー（0.3～1ha）が多いが、50ムー（3.3ha）以上が2戸存在している。後者が最上層である。賃貸価格は、X村で1ムー当たり400元台、Y村で400元、Z村で300元台と格差がある。もっとも粗収入の高いゴボウ、タマネギで3,000～4,000元であるから、借地料はかなり高い水準にある。

作物別には、村毎に相違があることはすでに述べたが（前掲表2）、事例では必ずしも明かでは

ないので、全体を通して作型の検討を行ってみよう。表4によると、基幹作物はゴボウと近年増加をみせているタマネギであり、これに春作のホーレンソウ・キャベツ、秋作のホーレンソウ、キャベツ、それに近年増加しているダイコンの組み合わせである。葉菜中心の作型では年5回転の地域もみられるが（注11）、ここではゴボウ・タマネギ・ナガイモなどが基幹であるため、土地利用率はトータルで143%である。個別の作型をみると（表5）、ゴボウ・ナガイモが一作、タマネギ・葉菜類、葉菜類（春）-葉菜類（秋）の3つの型が基本になっている。ゴボウ、ナガイモについては、2～3年1作で実際にも輪作が取られている。夏作の導入はほとんどみられず、タマネギの後作でトウモロコシが入っているのみである。一般的には裸地にしている。

粗収入をみると、5ムー前後層で20,000元、10ムー規模で40,000元、50ムー規模で100,000元となっており、1ムー当たり3,000～4,000元の水準にある。これは、ゴボウ、タマネギの粗収入に当たっており、春・秋の葉菜類の合計が3,000元弱である。経費率は50%以下であるから、1戸平均4ムーとすると純収入はおおよそ10,000元程度の水準になる。山東省の1人当たり耕種農業の純収入は1,780元であり（1999年）、1戸当たりでは7,120元であるから、かなり高い水準にあるということが出来る。

### おわりに

万福食品における村民委員会を通じた野菜基地の形成は、野菜加工企業における農村組織化のひとつの典型を示している。第一には、この食品企業は単なる企業ではなく、郷鎮企業から展開したものであり、農業産業化政策のもとで地場企業として地域農業振興を経営戦略に組み込んだ展開を行っている点である。現在進めている多角化戦略は、不安定化する需要動向に対するリスク回避の側面をもつが、保護価格を実現するという農民保護の側面が明確に意識されている。この点は、台湾企業である北海食品とは大きく異なる点である（註12）。第二には、村民委員会を媒介とした野菜産地形成を図ることによって、結果として村の農業振興政策をバックアップする機能を果たして

おり、村内農家の大多数を野菜生産農家へと転換させることに成功し、このことが逆に安定的な原料調達を行うことを可能にさせているのである。こうした方式により、各村での野菜振興の力点が異なることになり、その結果作型も3つの村毎に違いが生じている。加工企業からの要請があるにしても、このようなかたちで各村の独自性が現れているのである。

第三には、基地責任者を介しながら、農家との専属取引契約を締結し、取引上は個別取引であるが実質上共販体制に近い栽培協定と確実な出荷統制が行われている。これは、当初の村民委員会との直接契約関係が事実上継続し、共同責任体制がとられていること、さらに基地責任者をもうけて経済的メリットと責任の所在を明確にしていることによって支えられている。しかも、契約不履行に際しては、会社-基地責任者-農家それぞれがペナルティーを課されることになっている。

第四には、加工会社が種子供給、有機肥料の供給を行い、根菜類においては機械サービスを行うとともに、収穫期の雇用確保のための融資を行い、保護価格で買い取るという農家への保護を行っている点である。

こうして、地場企業として村を単位としての組織化が図られているのである。こうしたシステムはまさに村を特約組式的に組織化した形態であり、輸出型企業における高収益性を前提とした産地形成のひとつの姿として位置づけることができる。

### 【付記】

本論文は学術振興会科学研究費補助金「東アジアにおける多国籍アグリビジネスの展開と中国輸出青果物の生産・貿易・消費構造」(2001~03年度、代表太田原高昭)の研究成果の一部である。調査に当たっては、万福食品の関係各位、ならびに調査農家の皆様に長時間の調査を受け入れていただいた。また、通訳を担当していただいた樊培銀(青島海洋大学)、隋方功(萊陽農學院)両氏の協力で多数の農家調査が可能となった。記して感謝申し上げる。

### 註

(1) このことは政策的にも問題となっており、農村

社会化サービスシステムの再構築(行政の各段階に対応した各分野別の農家支援体制の確立)や双層経営体制の確立(実質的には村レベルでの集団所有体制に対応した農家経営支援体制、中国では個と集団の統一経営という把握)が言われ、さらに農業産業化政策(農村加工分野における竜頭企業を核とする生産・加工・流通一体化政策)、小城镇建設政策(地方都市における雇用創出)などが提起されている(朴ほか[1999]、石[2000]、牛[2000]を参照のこと)。

- (2) 市場対応型の組織化については、專業協会などの專業合作經濟組織を主流とするものであり(朴・坂下[1999]、太田原ほか[2001])、ここでも郷鎮政府や村の関与が認められるが、それらの設立の主導層は「農村幹部」であり、その性格は末端官僚と農家の両面性を有している。また、商業的農業の展開している地域では、農民經紀人(農民出身の商人)主導型の農業合作社の存在も確認されている(黒河ほか[2001])。土地利用型の組織化の展開は全体として微弱である。東北部では大豆を基幹作物とする輪作体系の確立のためにトラクター耕による集団的対応がみられるが(朴・坂下[1999])、その他地域では沿海部で郷鎮企業の展開による農地保全のための大規模受託経営がある程度であり、家族経営の零細規模を克服する動き(「規模經濟」の確立)は進んでいない。
- (3) 日本輸出向け野菜産地研究の課題や既存研究に関しては、朴ほか[2002]を参照のこと。
- (4) 1982年に外国貿易会社の勧めで日本企業との合弁でプロイラー工場を操業した。しかし、1985年に生産停止となり、豊富な水産物を利用したエビ・魚類の加工(特にアサリ)を開始した。操業期間が4月~11月であるため、冬期間にサトイモの加工を行った。1998年には1,800tの恒温冷蔵庫を設置し、野菜・果実の輸出に特化していく。この時期はフィリピンへのりんご、日本へのニラ輸出が中心であった。これを前史として、1991年に会社が設立された。
- (5) こうした設備がなかった時代には、1kg8~9円で購入したゴボウを、国内向けにはならないので(需要は漢方薬のみ)、酪農家に0.05円で投げ売りしたこともある。
- (6) 公糧の支払いと各生産隊に所属する家畜(馬、ロバ、牛)の飼料確保のために20ムーが当てられたが、1984年の機械導入を契機に家畜を売却したため、1年で廃止されている。公糧の負担は口糧田に移行した。
- (7) 徐ほか[1995]によると、萊西南部の孫愛鎮、姜山鎮、夏格庄鎮、院上鎮(2ヶ所)に合計5つの野菜卸売市場がある。

- (8) X村, Y村ともに, 村長は機動地が廃しされたと主張しているが, 実際にはNo1で4.1ムー(X村), No6で50ムー(Y村)の機動地(村保有地)があり, 政策と実態を虚塗するための発言であるとみられる。
- (9) 具体的にみると, 1回目の入札は30ムーであり, ムーあたり321円で落札している。2回目は15ムーであり280円で入札し, 3回目は20ムーであり290円で入札したが, とともに落札できなかった。4回目は15ムーと7ムーであり, 入札価格330円で落札している。入札に際しては, 3,000円の参加料(前金)を事前に支払うことが義務づけられており, 落札しなかった場合には返金されるが, 落札した場合には借地料の一部として村に納入され, 残金は秋に支払うことになっている。
- (10) 機械作業に要した費用は以下の通りである。まず, 作業員が1台について3人, 計18人必要であり, 1人の賃金が年間6,000元, 計10.8万円を要した。また, 修理人が2人, 月1,200元の賃金(年間2.88万円)が必要であった。さらに, 給油車が1台(6万円), 作業員が1人で月600元の賃金(年間0.72万円)であった。これに加えて部品代や油代などのランニングコストがかかった。
- (11) 朴ほか[2002]のE村を参照のこと。
- (12) 朴ほか[2002]を参照のこと。

#### 【参考文献】

- (1) 朴紅・坂下明彦・太田原高昭[1999]「中国における野菜産地形成と農村協同組合の機能—山東省萊陽市の専業合作社の事例—」『農経論叢』55集
- (2) 朴紅・坂下明彦[1999]『中国東北における家族経営の再生と農村組織化』御茶の水書房, 1999
- (3) 石 敏俊[2000]「中国における農業経営の垂直的組織化: 理念と実践—山東省『農業産業化』の事例を中心に—」筑波大学『農林社会経済研究』17号
- (4) 牛若峰主編[2000]『中国発展報告—農業と発展』浙江人民出版社(中文)
- (5) 太田原高昭・朴紅[2001]『リポート 中国の農協』家の光協会
- (6) 朴紅・坂下明彦・笄志剛・由田宏一[2001]「中国三江平原における国有農場の水田開発と稲作経営—新華農場の事例分析」『農経論叢』57集
- (7) 黒河功・朴紅・坂下明彦[2001]「中国沿海部における農業合作社の展開と類型—江蘇省高郵市を対象として」『農経論叢』57集
- (8) 朴紅・坂下明彦・小野雅之・久野秀二・坂爪浩史・太田原高昭[2002]「中国輸出向け野菜加工企業における原料の集荷構造—山東省青島地域の食品企業の事例分析(1) 北海食品—」『農経論